

## 【ふるさと納税について】

こんにちは。税務部の高木 雅です。

皆様はふるさと納税制度をご利用されていますでしょうか？



最近、「過度な返礼品」を巡って、なにかと話題となっていますが、野田総務相は9月11日午前の閣議後記者会見で、過度な返礼品を送っている自治体をふるさと納税制度の対象外とすることを検討すると表明しました。今後は、与党の税制調査会での議論を経て、来年の通常国会に地方税法改正案を提出する予定です。

法案が通りますと、返礼品について「寄付額の3割以下」「地場産品」とするよう求めた総務相通知を受け入れない自治体を制度の対象外とすることにより、昨今の返礼品ブームに規制がかかることとなります。

今回は、そんな話題のふるさと納税について解説したいと思います。

### ●ふるさと納税制度とは・・・

ふるさと納税とは、生まれた故郷や応援したいと思う自治体が推進している「まちづくり」に、寄附というかたちで参画できる制度です。都道府県や市区町村へ寄附を行った年の所得に対する所得税と翌年度の個人住民税から、寄附した金額のうち**一定の額を控除**することができます。所得税や住民税が免除されるわけではなく、今後、支払うべき税額から控除されることとなります。

2,000円は自己負担となりますが、今後納めるべき税金を寄附というかたちで納めることで、自治体が設定した返礼品を受け取ることができます。



### ●具体的な計算方法(埼玉県戸田市に3万円寄附した場合)

- ① 家族構成：夫・妻・子2人の4人家族
- ② 年収650万円

の場合、

年収650万円-給与所得控除184万円-所得控除145万円

=総所得金額321万円 所得税率10%

所得税の計算 (30,000円-2,000円)×10%(所得税率)=2,800円を控除

住民税の計算 基本分(30,000円-2,000円)×10%=2,800円

特例分(30,000円-2,000円)×(100%-10%(基本分))-10%(所得税の税率)=22,400円



人気の返礼品は、肉やお米やお酒！

#### <上記解説>

所得税については、総所得金額から寄附金控除として28,000円控除し、所得税の計算上28,000円の10%(所得税率)の2,800円が前払いとなり、住民税については基本分2,800円と特例分22,400円の合わせて25,200円の控除になり、合計28,000円の控除と戸田市から返礼品をもらうことができます。

寄附額は、1月1日から12月31日の暦年で集計されますので、まだ、ふるさと納税をされていない方は年末までに検討されてみてはいかがでしょうか。手取額や家族構成などで実際の限度額は変動しますので、ご興味のある方は弊社担当者までご相談下さい。

(税務部／高木 雅)